

諮問庁：郵便貯金・簡易生命保険管理機構

諮問日：平成28年9月26日（平成28年（独個）諮問第19号）

答申日：平成28年11月17日（平成28年度（独個）答申第23号）

事件名：本人に係る貯金入出金照会請求書の回答書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別記に掲げる本件請求保有個人情報1及び本件請求保有個人情報2（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、本件請求保有個人情報1につき、これを保有していないとして不開示とし、本件請求保有個人情報2につき、開示請求に形式上の不備があるものとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月16日付け機構第674号により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報に該当する保有個人情報を開示する旨の決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書の記載によれば、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書の要旨

貯金入出金照会請求書22件の回答書の開示請求に対して、開示すべき機構保有の個人情報である、担保定額定期4件記号番号「特定番号A-B～C」の回答書の開示がない為に、行政不服審査法（平成26年法律68号）の規定により審査請求をするものである。

(2) 意見書の要旨

ア 機構第674号（平成28年6月16日）：機構保有個人情報の開示しない旨の決定について（通知）は、「貯金入出金照会請求書」の調査結果の「回答書」、「調査資料」が、手数料（1件、500円）を支払っているにも関わらず、送付の段階で委託会社ゆうちょ銀行（「株式会社ゆうちょ銀行」を指す。以下同じ。）特定貯金事務セン

ターの上司職員に隠匿（隠滅）され送付がない為に、法律に基づいた開示請求により送付をして頂きたいための開示請求であるが、平成19年10月22日現在、通帳紛失の郵便貯金：総合口座「特定番号A」（担保定期：枝番特定番号B～Cを含む）：（口座名義人）開示請求者本人：（生年月日）特定年月日：（名義人住所）特定住所Aで調査をした「回答書（預払状況調書）」、および、「調査資料（平成15年～平成16年に預入の担保定期4件の証拠書写し）」の機構保有個人情報の開示がない。

イ 「2、開示をしないこととした理由」には、開示請求のあった機構保有の個人情報は、当機構が承継した郵便貯金の記号番号ではなく当機構は保有していないため、不開示とした。と記載されているが、別紙（添付資料①～⑤についての説明。添付省略）の通り、平成19年10月22日現在、通帳紛失の郵便貯金：記号番号「特定番号A」（担保定期を含む）の（旧住所）特定住所Aで調査をした調査結果資料には、平成15年、平成16年に預入をした担保定期4件（特定金額A）の預入と、通常貯金特定金額B円が、平成19年10月22日の「通帳紛失のままの全払請求書」により、郵便局員（特定氏名）が解約をした証拠が判明しているが、この証拠書のすべては平成19年11月9日に、ゆうちょ銀行特定店に被害を届けた日から現在までの、数千回に及ぶ「貯金入出金照会請求書」、「貯金残高証明請求書」、「貯金等照会書（現存照会）」、「証拠書写し請求書兼回答書」、「調査依頼書」と、法律に基づいた「ゆうちょ銀行の開示請求書」、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の開示請求書」、「警察の捜査照会」、「裁判所の調査囑託」に対し、委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員が隠匿（隠滅）をして送付されていない。

ウ 上記の民営化前の取引、通帳紛失の郵便貯金：記号番号「特定番号A」（担保定期を含む）の（旧住所）特定住所Aの取引履歴の改ざんが不可能のために、民営化前の通帳紛失の口座の取引のすべてが消えた、民営化後の平成19年12月19日に発行の口座「特定番号A」：（新住所）特定住所Bのデータ改ざんの取引履歴表と原簿をゆうちょ銀行特定貯金事務センターの職員が作成し、後日（1か月～3か月後）再度出しなおしのデータ改ざんの取引履歴で調査をした、ねつ造、偽造、偽装の「虚偽の回答書」を送付、または「該当なし」の回答、または「すべての回答書の送付なし」の凶悪な犯罪が繰り返されている。

エ 機構は下記のとおり、法律で委託先の監督が義務付けられているにも関わらず、委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員

の証拠隠匿（隠滅）、データ改ざんの虚偽の回答を調査もせず、機構保有個人情報「保有なし」と虚偽の開示決定通知を繰り返している。

個人情報の保護に関する法律

4章 個人情報取扱事業者の義務等

22条（委託先の監督）

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

- (1) 平成28年4月12日付け「保有個人情報開示請求書」により、開示請求者から、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（機構）に対し、同請求書の別紙（添付省略）に記載された個人情報について法13条1項の規定に基づく開示請求があった。
- (2) 当機構は、前記（1）の開示請求書の記載事項について、機構保有個人情報を特定するに足りる事項の記載が不十分であったため、機構第146号（28.4.18）「補正書の提出について」により、開示請求者あて同開示請求書に対する補正命令を行った。
- (3) 平成28年4月27日、開示請求者からの4月27日付け「補正書」を当機構において受理した。
- (4) 当機構は、請求対象となる機構保有個人情報の特定に時間を要することを理由に、機構第392号（28.5.18）「保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）」により開示請求者に開示決定期限の延長を通知した。
- (5) 当機構は、前記（2）に係る不備の一部の補正が認められなかったため、機構第427号（28.5.23）「補正書の提出について」により、開示請求者あて同開示請求書に対する再度の補正命令を行ったが、提出期限を経過しても、開示請求者による補正はなされなかった。
- (6) 当機構は、機構第674号（28.6.16）「機構保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」により、機構保有個人情報を保有していないため、また、保有個人情報の特定が困難であるため、開示しない旨の決定（原処分）を開示請求者に通知した。
- (7) 平成28年7月6日、開示請求者からの7月5日付け「審査請求書」を当機構において受理した。
- (8) 前記（7）の同審査請求書は、行政不服審査法（平成26年法律68号）19条2項に規定する審査請求書の記載事項等に不備が認められた

ため、機構第943号（28.7.12）「補正書の提出について」により、開示請求者あて同審査請求書に対する補正命令を行った。

- (9) 平成28年7月19日、開示請求者からの7月15日付け「補正書」を当機構において受理したものの、前記(8)に係る不備の一部の補正が認められなかったため、機構第1038号（28.7.20）「補正書の提出について」により、開示請求者あて同審査請求書に対する再度の補正命令を行った。
- (10) 平成28年7月26日、開示請求者からの7月22日付け「補正書」を当機構において受理した。

2 審査請求の概要

審査請求書によれば、機構第674号（28.6.16）「機構保有個人情報の開示しない旨の決定について（通知）」による原処分に対して、担保定期4件、記号番号「特定番号A—B～C」の開示がないため審査請求をするものである。

3 審査請求の検討

- (1) 審査請求人は平成28年7月5日付け「審査請求書」及び同請求書に係る「補正書」により、ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員が回答書を隠匿しており、機構に対して開示請求を行ったが回答書を受け取っていない旨主張し、記号番号「特定番号A—B～C」の担保定期4件の回答書の開示を求めている。
- (2) 審査請求人からは、平成28年4月12日付け「保有個人情報開示請求書」により、「回答書が、ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員に隠匿されて送られてきません。回答書を開示してください。」との請求がなされたが、この請求が「隠匿された」回答書の開示を求めているのか、審査請求人が既に回答書を受け取っており、当該回答書の開示を求めているのか不明であった。

このため、補正を求めたところ、審査請求人からは、平成28年4月27日付けで、「(旧住所)で調査をした正しい回答書(当該回答書は特定貯金事務センターの上司職員に隠蔽(隠匿)されている。)及び(新住所)で調査をしたデータ改ざんの回答書」の開示を求める旨の「補正書」の提出があった。

- (3) 上記(2)のとおり、保有個人情報開示請求において、審査請求人はゆうちょ銀行職員が隠蔽した「正しい回答書」の開示を求めている(「データ改ざんの回答書」については後記(4)参照。)が、記号番号「特定番号A—B～C」の担保定期4件の郵便貯金については、平成20年7月3日付け「保有個人情報開示請求書」により、審査請求人から当該郵便貯金に関する機構保有個人情報の開示請求がなされて以降、「保有個人情報開示請求書」による同様の開示請求が多数行われ、これ

らに対応すべく当機構からゆうちょ銀行に対し本件を含めた開示請求に係る機構保有個人情報について、その提出を文書により依頼してきたところであるが、いずれの依頼に係る調査においても当該郵便貯金が存在した証跡は発見されなかった。

上記平成20年7月3日付け開示請求に対する当機構の不開示決定について、当機構が審査請求人から異議申立てを受け貴審査会に諮問した際には、「本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は、是認するのが相当である。」旨の答申（平成21年度（独個）答申第24号）がなされおり、審査請求人によるその後の異議申立てに係る各答申においても当機構の決定は同様に是認されている。

さらに、審査請求人とゆうちょ銀行職員を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号A 損害賠償請求事件」、審査請求人とゆうちょ銀行を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号B 損害賠償請求事件」及び審査請求人と当機構を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号C 損害賠償請求事件」のいずれの訴訟についても、「本件全証拠によっても、前提となる本件担保定額郵便貯金（記号番号「特定番号A-B～C」）の存在すら認めるに足りない」、「文書の偽造・隠蔽や改ざん行為があったことを推認することはできない」旨の判決がなされ、確定している。

したがって、記号番号「特定番号A-B～C」の担保定額定期郵便貯金4件が存在したことを前提とした審査請求人が主張するような「正しい回答書」が存在しないこと、したがって隠蔽・改ざん等も行われていないことは明らかである。

- (4) また、審査請求人は、上記(2)のとおり、保有個人情報開示請求において、「データ改ざんの回答書」の開示も求めていたが、上記(3)のとおり、当該郵便貯金について改ざん等が行われた事実はなく、したがって、「データ改ざんの回答書」は存在しない。しかしながら、保有個人情報請求における審査請求人の請求の趣旨が、実際にデータ改ざんされているかどうかは別として、平成28年4月27日付け「補正書」において審査請求人がこれまでに同人に「送付されている」と述べている回答書の開示を求めるものである可能性も考慮し、平成28年5月23日に補正を求めたが、これに対する補正は行われなかったために、開示を請求する保有個人情報のそれ以上の特定は困難であったものである。
- (5) 以上により、本件審査請求に係る原処分には誤りはないものである。

4 結論

以上のことから、原処分を維持することが妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月13日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年11月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別記に掲げる本件請求保有個人情報1及び本件請求保有個人情報2（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求保有個人情報1については、これを保有していないとして不開示とし、本件請求保有個人情報2については、本件開示請求では保有個人情報の特定が困難であることを理由として不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分を取り消し、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報の開示を求めるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求書及び意見書によれば、審査請求人は、審査請求人の担保定額定期郵便貯金が郵便局員に横領されたので、これまで、その証拠となる貯金残高証明、貯金入出金照会等の各文書の請求を多数回行っているが、これに対して、処分庁の委託を受けたゆうちょ銀行の貯金事務センターは、証拠書の隠蔽、データ改ざんの虚偽の開示を繰り返しているとして、本来開示対象として特定され開示されるべき保有個人情報につき、正しい回答書又はデータ改ざんの回答書の開示を求めるものと解される。

3 経緯

諮問書添付資料及び理由説明書等によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 平成28年4月12日付け「保有個人情報開示請求書」により、審査請求人から機構に対し、①「貯金入出金照会請求書」に対して平成19年10月22日現在通帳紛失の口座、(口座名義人)開示請求者：特定生年月日、特定住所Aで調査をした機構保有の個人情報：担保定額定期4「特定番号A-B～C」の通常貯金預払状況調書(担保定額定期編)の調査結果の回答書が、ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員に隠匿されて送られてきません。」旨、②「貯金入出金照会請求書」の機構保有の個人情報である回答書(担保定額定期編)を開示してください。」旨の請求がなされた。
- (2) 平成28年4月18日付け「求補正書」により、機構は、審査請求人に対し上記(1)の①について「当該請求書が提出された場合、該当す

る貯金の有無に関わらず必ず回答書は送付されます。当該請求書に対する回答書は全く何も送付されていないのか（中略）どのような意味なのかが不明です。」旨、②について「具体的に何を（「いずれの郵便貯金」の「どのようなもの」）指しているのか不明です」旨、補正を求めた。

(3) 平成28年4月27日付け「補正書」（添付の別紙）により、審査請求人から、「(旧住所（特定住所Aを指す。))で調査をした正しい回答書及び(新住所（特定住所Bを指す。))で調査をしたデータ改ざんの回答書」の開示を求める旨の補正があった。

(4) 平成28年5月23日付け「求補正書」により、機構は、審査請求人に対し上記(3)の補正書により「データ改ざんの回答書」の開示を求めているが、開示を請求する保有個人情報（本件請求保有個人情報2）について特定が困難であるとして、審査請求人に更に補正を求めたが、同年6月6日の提出期限までに審査請求人からの回答はなかった。

(5) 平成28年6月16日付け「機構保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」により、機構は、本件請求保有個人情報1については、その前提となる担保定額定期郵便貯金が存在していないため、正しい回答書が存在せず、これを保有していないとして、本件請求保有個人情報2については、上記(4)の求補正に対して審査請求人から補正がされず保有個人情報の特定が困難であるから、開示請求に形式上の不備があるものとして、不開示とする原処分を行った。

4 原処分の妥当性について

(1) 保有の有無について（本件請求保有個人情報1）

本件請求保有個人情報1の特定やその正誤については、審査請求人は、具体的な根拠を示しているとはいえない。また、機構による本件請求保有個人情報1の探索や特定の方法について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、原処分に当たっての探索や特定の方法については、従来（審査請求人の過去の開示請求とこれに対する不開示決定並びに審査請求人の異議申立てを受けてなされた諮問及び答申については、上記第3の3(3)のとおり）から一貫して同様のものであるところ、その方法に問題はなく、その他、本件請求保有個人情報1の存在をうかがわせるような事情もないことから、機構において本件請求保有個人情報1を保有していないとする諮問庁の説明に疑いを差し挟む余地はない。

したがって、本件請求保有個人情報1につき、これを保有していないことを理由として原処分を行ったことは妥当である。

(2) 形式上の不備について（本件請求保有個人情報2）

ア 法13条1項2号によれば、開示請求書には、「開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載すべきこととされてい

るところ、これについては、法人の職員が、開示請求書の記載から開示請求者が求める保有個人情報と他の保有個人情報と識別できる程度の記載があれば足りると解される。

イ 当審査会において、諮問書に添付されている求補正の過程でやりとりされた文書を確認したところ、処分庁からの求補正に対し、審査請求人が開示を求める保有個人情報の特定につき最後に回答したのは、平成28年4月27日付け補正書であると認められる。当審査会において当該補正書を確認したところ、審査請求人は、同補正書の別紙の1頁の第1段落において「回答書が、送付の段階でゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員に隠蔽され1枚も送られてきません。」旨、同2頁の第1段落において、「(新住所)の追記により再度出しなおしのデータ改ざんの虚偽の回答書が送付される。データ改ざんの虚偽の回答書の作成が不可能の場合は回答書が送付されないままになっている」旨、同第2段落において、「虚偽の回答書が送付されている」旨記載した上で、同別紙の2において、「(新住所)で調査をしたデータ改ざんの回答書の控えが(中略)保存されているはずです。」として、その開示を求める旨記載していることが認められる。しかし、これらの記載では、既に審査請求人に送付されている回答書が改ざんされたものであると主張するのか、それとも送付されている回答書の他にデータの改ざんがなされた回答書が別途存在しているとして、その開示を求めているのかなどが不明であると認められる。そうすると、このままでは、本件請求保有個人情報2を特定するには不十分であるといわざるを得ず、開示請求に形式上の不備があると認められる。

ウ また、求補正の手続については、当審査会において諮問書に添付されている平成28年5月23日付けの処分庁からの求補正書を確認したところ、処分庁は、本件開示請求に係る補正を求めるに当たっては、上記3(4)のとおり、回答すべき期間を14日間とした上、上記イの補正書における審査請求人からの回答内容に関し、「データ改ざんの回答書」とは、「補正書別紙」(上記3(3)掲載)の1で「送付されている」とされている回答書を指しているのかどうか不明であるため、開示請求を求める機構保有個人情報の特定が困難です。」と記載し、さらに、「補正がなされなければ、開示しない旨の決定をする場合がある」旨追記して、補正を求めていると認められる。

そして、これに対して、審査請求人からの回答がなかったことから、処分庁は平成28年6月16日付けで原処分を行ったものと認められ、このような一連の求補正の手続とその内容は、法13条3項の規定の趣旨に照らしても、特段不適切とは認められない。

エ したがって、処分庁が本件請求保有個人情報2に係る開示請求に形式上の不備があるものとして原処分を行ったことは、妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件請求保有個人情報1につき、これを保有していないとして不開示とし、本件請求保有個人情報2につき、本件開示請求に形式上の不備があるものとして不開示とした決定については、本件請求保有個人情報1につき、機構においてこれに該当する保有個人情報を保有しているとは認められず、本件請求保有個人情報2につき、開示請求に形式上の不備があると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別記

本件請求保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）

平成28年4月12日付「保有個人情報開示請求書」別紙に掲げる「貯金入出金照会請求書」の回答書（「旧住所で調査した正しい回答書」（本件請求保有個人情報1）及び「新住所で調査したデータ改ざんの回答書」（本件請求保有個人情報2））